

神奈川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画

平成29年 3月

神奈川県

目次

第1章 基本事項.....	1
1 趣旨.....	1
2 経緯.....	1
3 計画期間.....	1
4 対象区域.....	2
5 対象物.....	2
6 処分先.....	2
7 処分の期限.....	3
(1) 高濃度PCB廃棄物.....	3
(2) 低濃度PCB廃棄物.....	3
8 その他.....	3
第2章 PCB廃棄物等の保管量、所有量及び処分見込量.....	4
1 PCB廃棄物等の保管量、所有量及び処分見込量.....	4
2 高濃度PCB廃棄物等の年度別の処分見込量.....	5
第3章 PCB廃棄物の処理の推進方策.....	6
1 PCB廃棄物の処理体制.....	6
(1) 高濃度PCB廃棄物.....	6
(2) 低濃度PCB廃棄物.....	6
2 PCB廃棄物を保管している事業者等、処理業者及び行政の役割.....	7
(1) PCB廃棄物の保管事業者.....	7
(2) PCB使用製品の所有事業者.....	8
(3) PCB廃棄物の処理業者.....	8
(4) 県及び政令市.....	9
3 関係者による連携・協力.....	11
(1) 事業者、県及び政令市による連携・協力.....	11
(2) 広域協議会等における調整・連携.....	11

第1章 基本事項

1 趣旨

この計画は、ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特別措置法）第7条に基づく法定計画として、神奈川県循環型社会づくり計画及び国のPCB廃棄物処理基本計画に即して定める、県内のPCB廃棄物の確実かつ適正な処理に関する計画である。

2 経緯

- 平成 13 年 7 月 PCB 特別措置法施行
- ・ PCB 廃棄物の平成 28 年 7 月までの処分
 - ・ 事業者の PCB 廃棄物の保管状況等の届出義務化
- 平成 14 年 8 月 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs 条約）の締結
- ・ PCB に関し、平成 37 年までに使用を全廃し、平成 40 年までに適正に処分すること
- 平成 15 年 4 月 国の PCB 廃棄物処理基本計画策定
- ・ 日本環境安全事業(株)(現、中間貯蔵・環境安全事業(株))が全国 5 箇所に高濃度 PCB 廃棄物処理施設を整備すること
 - ・ 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県(一都三県)については、東京 PCB 廃棄物処理施設で処理すること
- 平成 17 年 11 月 東京 PCB 廃棄物処理施設の処理開始
- 平成 18 年 3 月 神奈川県 PCB 廃棄物処理計画策定
- 平成 24 年 12 月 PCB 特別措置法施行令の一部改正
- ・ 平成 39 年 3 月まで処分期間延長
- 平成 26 年 6 月 国の PCB 廃棄物処理基本計画変更
- ・ PCB 廃棄物の処分先の一部変更
 - ・ 法定処分期間より前倒しの計画的処理完了期限の設定
- 平成 27 年 3 月 神奈川県 PCB 廃棄物処理計画変更
- 平成 28 年 5 月 PCB 特別措置法の一部改正
- 7 月 PCB 特別措置法施行令・施行規則の一部改正、国の PCB 廃棄物処理基本計画変更
- ・ 高濃度 PCB 廃棄物の処分の義務付け（法令による新たな処分期間の設定）
 - ・ 報告徴収・立入検査権限の強化
 - ・ 高濃度 PCB 廃棄物の処分に係る代執行の追加
- 平成 29 年 3 月 神奈川県 PCB 廃棄物処理計画変更

3 計画期間

平成 18 年 4 月から平成 39 年 3 月まで

〔 PCB 特別措置法第 14 条の規定に基づき PCB 特別措置法施行令第 7 条で定める期間 〕

4 対象区域
県内全域

5 対象物

県内にある、P C B 特別措置法第 2 条第 1 項に定める P C B 廃棄物（注 1）
及び同条第 3 項に定める P C B 使用製品（注 2）

注 1 P C B 原液、P C B を含む油又は P C B が塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された
物が廃棄物となったもの

注 2 P C B 原液又は P C B を含む油若しくは P C B が塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入
された製品

6 処分先

P C B 廃棄物の処分先は、国の「P C B 廃棄物処理基本計画」に基づき、
表 1 のとおりとする。

表 1 P C B 廃棄物の処分先一覧

P C B 廃棄物の種類		処分先
高濃度 P C B 廃棄物 注 1	高圧変圧器等、高圧コンデンサー等、 P C B 油、汚染物(一部の小型電気機 器に限る)	中間貯蔵・環境安全事業(株) 東京 P C B 廃棄物処理施設
	一部のコンデンサー	中間貯蔵・環境安全事業(株) 北九州 P C B 廃棄物処理施設
	安定器、汚染物等(中間貯蔵・環境安 全事業(株)東京 P C B 廃棄物処理施 設の対象物を除く)	中間貯蔵・環境安全事業(株) 北海道 P C B 廃棄物処理施設
低濃度 P C B 廃棄物 注 2	低濃度 P C B 廃棄物(東京電力グル ープ(注 3)の柱上変圧器等を除く)	無害化処理認定施設等(注 4)
	東京電力グループの柱上変圧器等	東京パワーテクノロジー(株)川崎リサ イクルセンター、無害化処理認定施設 等

注 1 高濃度 P C B 廃棄物とは、P C B と絶縁油を混合して封入した廃変圧器、P C B を封入した廃
コンデンサー、廃 P C B、感圧複写紙等 P C B を意図的に使用した P C B 廃棄物で、P C B 濃度
が 5,000mg/kg を超えるものをいう。

注 2 低濃度 P C B 廃棄物とは、P C B を使用していないとする電気機器等であって、微量の P C B
によって汚染された絶縁油を用いた廃電気機器等及び P C B 濃度が 5,000mg/kg 以下の P C B 廃
棄物(微量の P C B によって汚染された絶縁油を用いた廃電気機器等を除く。)をいう。

注 3 本計画内で「東京電力グループ」とは東京電力ホールディングス(株)、東京電力フュエル&パワ
ー(株)及び東京電力パワーグリッド(株)のことをいい、その他の関係会社は含まない。

注 4 無害化処理認定施設等とは、環境大臣が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 4 の 4
に基づき無害化処理についての認定を行った施設又は都道府県知事が同法第 14 条の 4 に基づき
特別管理産業廃棄物処理業の許可及び同法第 15 条に基づき産業廃棄物処理施設の設置の許可を
行った施設をいう。

7 処分の期限

(1) 高濃度PCB廃棄物

高濃度PCB廃棄物は、PCB特別措置法第10条の規定に基づく法定期限である表2に示した処分期間内に処分することとする。(注1)

表2 処理施設ごとの処分期間

処理施設	処分期間
東京PCB廃棄物処理施設	平成34年3月31日まで (注2 特例処分期限日：平成35年3月31日)
北九州PCB廃棄物処理施設	平成30年3月31日まで (注2 特例処分期限日：平成31年3月31日)
北海道PCB廃棄物処理施設	平成35年3月31日まで (注2 特例処分期限日：平成36年3月31日)

注1 「処分期間」は、中間貯蔵・環境安全事業(株)の各PCB廃棄物処理施設ごとの事業の進捗状況等に合わせて定められている「計画的処理完了期限」の1年前までである。

注2 特例処分期限日(計画的処理完了期限と同じ日)を適用する場合は、「特例処分期限日までに処分することが確実」であって、中間貯蔵・環境安全事業(株)との契約書等があり、都道府県知事に届け出た場合に限られる。

(2) 低濃度PCB廃棄物

低濃度PCB廃棄物は、PCB特別措置法第14条の規定に基づく法定期限である平成39年3月までに処分することとする。

8 その他

本計画は、神奈川県循環型社会づくり計画、国のPCB廃棄物処理基本計画の変更、PCB廃棄物の処理体制の状況等を勘案して、適宜見直すこととする。

～ポリ塩化ビフェニル(PCB)について～

PCBは、電気絶縁性が高い、熱で分解しにくい、不燃性であるなど化学的に安定した性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体など様々な用途で使われていた。

しかし、食用油の製造過程で熱媒体として使用されていたPCBが食用油の中に混入し、これを摂取した人たちに健康被害を発生させたカネミ油症事件が昭和43年に起き、PCBの毒性が社会問題化した。我が国では、昭和48年10月に制定された「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」に基づき、昭和49年6月からは、PCBの製造、輸入が事実上禁止になっている。

第2章 PCB廃棄物等の保管量、所有量及び処分見込量

1 PCB廃棄物等の保管量、所有量及び処分見込量

県内のPCB廃棄物等の保管量、所有量及び処分見込量は、表3のとおりである。

表3 PCB廃棄物等の保管量、所有量及び処分見込量

(平成27年3月31日現在)

PCB廃棄物等の種類		PCB特別措置法の届出による量(注1)			電気事業法の届出による量	処分見込量
		保管量 (A)	所有量 (B)	合計(注2) (C = A + B)	所有量(注3) (D)	(注4) (E = C + D)
高濃度	高圧変圧器(台)	355	32	387	23	410
	低圧変圧器(台)	20,850	12	20,862	-	20,862
	高圧コンデンサー(台)	13,770	314	14,084	491	14,575
	低圧コンデンサー(台)	404,489	42	404,531	-	404,531
	柱上変圧器(台)(注5)	4	0	4	0	4
	安定器(台)	407,332	3,795	411,127	-	411,127
	廃PCB(kg)	49	0.002	49	-	49
	PCBを含む廃油(kg)	795,732	0	795,732	-	795,732
	感圧複写紙(kg)	279,985	0	279,985	-	279,985
	ウエス(kg)	104,254	0	104,254	-	104,254
	汚泥(kg)	2,113	0	2,113	-	2,113
	その他の機器等(台)(注6)	22,346	18	22,364	12	22,376
その他(ℓ)(注7)	107,239	0	107,239	-	107,239	
低濃度	高圧変圧器(台)	1,471	394	1,865	1,833	3,698
	低圧変圧器(台)	458	71	529	-	529
	高圧コンデンサー(台)	7,794	189	7,983	133	8,116
	低圧コンデンサー(台)	47,812	268	48,080	-	48,080
	柱上変圧器(台)(注5)	116,008	24,298	140,306	14	140,320
	安定器(台)	122,728	6,296	129,024	-	129,024
	廃PCB(kg)	386	0	386	-	386
	PCBを含む廃油(kg)	33,098,989	328	33,099,317	-	33,099,317
	感圧複写紙(kg)	19,186	0	19,186	-	19,186
	ウエス(kg)	331,864	0	331,864	-	331,864
	汚泥(kg)	86,829	0	86,829	-	86,829
	その他の機器等(台)(注6)	12,980	1,425	14,405	211	14,616
その他(ℓ)(注7)	101,971	1,800	103,771	-	103,771	

- 注1 PCB特別措置法第8条の規定による届出から集計（平成27年3月31日現在）。
ドラム缶等各種容器にまとめて保管している場合など、台数や重量で計上できないものがある。
また、廃PCB、PCBを含む廃油、感圧複写紙、ウエス及び汚泥については、体積で計上された分について1リットル=1kgとして重量に換算して集計した。
- 注2 合計は、PCB廃棄物の保管量に将来廃棄物となるPCB使用製品の所有量を加えたもの。
- 注3 電気事業法（昭和39年法律第170号）第106条の規定に基づく電気関係報告規則第4条の2の規定による届出から集計（平成28年3月31日現在）。なお、電気事業法において届出された変圧器及びコンデンサーについては、全て高圧変圧器及び高圧コンデンサーとして集計。
- 注4 処分見込量は、PCB特別措置法の届出による合計に、将来廃棄物となる電気事業法の届出によるPCB使用製品の所有量を加えたもの。
- 注5 「柱上変圧器」とは、PCBが混入した絶縁油を含む、通常電柱上に設置する変圧器をいう。
- 注6 「その他の機器等」とは、PCB（絶縁油との混合物を含む。）を絶縁油として使用した機器のうち、PCBを使用した変圧器、コンデンサー、柱上変圧器及び安定器を除くものをいう。
- 注7 「その他」とは、PCBを含む含水廃液、PCBに汚染された金属系の容器や部材等をいう。

2 高濃度PCB廃棄物等の年度別の処分見込量

高濃度PCB廃棄物及び高濃度PCB使用製品の処分期間は、変圧器・コンデンサー等は平成34年3月末、安定器・汚染物等は平成35年3月末までと間近に迫っている。

そのため、県では高濃度PCB廃棄物等について、処理の進捗状況を把握し、年度別の処分見込量等を公表することによって、処理の推進を図っていく。

PCBが使用された代表的な電気機器である変圧器、コンデンサー及び安定器についての年度別の処分見込量は表4のとおりである。

今後、掘り起こし調査などにより処分見込量が増減する可能性があることから、PCB廃棄物等の保管量、所有量及び処分見込量等について、毎年ホームページを利用して最新の情報を公表していく。

表4 代表的な高濃度PCB廃棄物等の年度別処分見込量

PCB廃棄物等の種類	処分見込量	年度別処分見込量								
		H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
高圧変圧器 (台)	410	60	60	60	60	60	60	50	0	-
低圧変圧器 (台)	20,862	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	2,862	0	-
高圧コンデンサー (台)	14,575	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	1,375	0	-
低圧コンデンサー (台)	404,531	2,000	2,000	2,000	80,000	80,000	80,000	80,000	78,531	0
安定器 (台)	411,127	0	0	12,400	80,000	80,000	80,000	80,000	78,727	0

第3章 PCB廃棄物の処理の推進方策

1 PCB廃棄物の処理体制

(1) 高濃度PCB廃棄物

高濃度PCB廃棄物を処分する施設の概要は、表5のとおりである。

表5 中間貯蔵・環境安全事業(株)のPCB廃棄物処理施設の概要

事業者名	中間貯蔵・環境安全事業(株)		
施設名称	東京PCB廃棄物処理施設	北九州PCB廃棄物処理施設	北海道PCB廃棄物処理施設
所在地	東京都江東区青海二丁目地先(中央防波堤内側埋立地)	福岡県北九州市若松区響町一丁目62番地24	北海道室蘭市仲町14番地7
敷地面積	約30,500㎡	約54,000㎡	約52,600㎡
施設能力	2.0トン/日(PCB分解量)	1.5トン/日(PCB分解量)	12.2トン/日(安定器等・汚染物量)
処理方式	水熱酸化分解法 (注1)	脱塩素化分解法 (注2)	プラズマ溶融分解法 (注3)
計画的処理完了期限	平成35年3月31日	平成31年3月31日	平成36年3月31日

注1 高温、高圧の熱水の中でPCBを炭酸ナトリウムより脱塩素化し、酸素により水、二酸化炭素及び塩化ナトリウムに分解する処理方式

注2 PCBの分子を構成している塩素とアルカリ剤等を反応させてPCBの塩素を水素等に置き換えることによりPCBを分解する処理方式

注3 電気エネルギーにより発生させた高温のプラズマと溶融浴によりPCBを高温熱分解し、二酸化炭素及び塩化水素等に分解する処理方式

(2) 低濃度PCB廃棄物

低濃度PCB廃棄物を処理する無害化処理認定施設等は、平成28年11月1日現在、一都三県では表6の事業者が設置している。全国では35事業者により設置されており、環境省のホームページにおいて公開されている。

表6 一都三県内に設置されている無害化処理認定施設等
(平成28年11月1日現在)

事業者名	設置場所	廃棄物の種類			
		廃油	変圧器・コンデンサー等	その他汚染物	処理物
JFE環境株式会社	神奈川県横浜市				
東京パワーテクノロジー株式会社	神奈川県川崎市		抜油済みのものに限る。		
東芝環境ソリューション株式会社	(移動式) (注)				
東京臨海リサイクルパワー株式会社	東京都江東区				
杉田建材株式会社	千葉県市原市				

注 搬出・移動が困難な大型の低濃度PCB廃棄物等を処理するもので、保管場所へ移動式の洗浄装置を持ち込むため、設置場所は移動の都度変更となる。

東京電力グループの柱上変圧器等を処理するPCB廃棄物処理施設の概要は、表7のとおりである。

表7 東京電力グループの柱上変圧器等の処理施設の概要

事業者名	東京パワーテクノロジー(株)	東京臨海リサイクルパワー(株)	(旧)東京電力(株)
施設名称	川崎リサイクルセンター(容器洗浄)	東京臨海リサイクルパワー(廃PCB等、PCB汚染物処理)	TEPCO横浜リサイクルセンター(注1)
所在地	神奈川県川崎市川崎区扇島	東京都江東区青海	神奈川県横浜市鶴見区大黒町
敷地面積	約31,700 m ²	約29,000 m ²	4,275 m ²
処理能力	140トン/日	廃PCB等 81.6kℓ/日 PCB汚染物 0.1トン/日	低濃度PCB油 6,600ℓ/日
対象物	柱上変圧器 及び その他汚染物	廃油	(旧)東京電力(株)が 県内で使用していた 柱上変圧器の油
処理方式	洗浄	焼却	脱塩素化分解法

注1 TEPCO横浜リサイクルセンターは、平成27年6月に廃止された。

注2 東京電力グループの供給区域は、栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び静岡県の一部である。

2 PCB廃棄物を保管している事業者等、処理業者及び行政の役割

PCB廃棄物の保管事業者、PCB使用製品の所有事業者、処理業者並びに県及び政令市(横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市)は、それぞれ次の役割を果たすことにより、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進する。

(1) PCB廃棄物の保管事業者

ア PCB廃棄物を、漏えい、飛散又は紛失することのないよう適正に保管する。

イ PCB特別措置法に基づき、保管・処分の状況や処分予定年月などについて、県又は政令市に届け出る。

ウ 高濃度PCB廃棄物については中間貯蔵・環境安全事業(株)のPCB廃棄物処理施設で処分期間内に、低濃度PCB廃棄物については無害化処理認定施設等で平成39年3月までに自らの責任において確実かつ適正に処分する。

なお、東京電力グループの柱上変圧器等については東京パワーテクノロジー(株)等の処理施設で平成39年3月までに自らの責任において確実かつ適正に処分する。

エ 多量のPCB廃棄物の保管事業者にとっては、中間貯蔵・環境安全事業(株)や無害化処理認定施設等の受入条件及び受入計画と整合を図りつつ、計画的に処分する。

オ PCB廃棄物の運搬や搬出などのためにやむを得ず機器の分解や解体が必要な場合は、PCBが漏えい、飛散しない方法で実施する。

カ PCB廃棄物の確実かつ適正な処理に関し、国及び地方公共団体が実施する施策に協力する。

(2) PCB使用製品の所有事業者

ア PCB使用製品を、漏えい、飛散又は紛失しないよう適正に管理する。

イ 平成37年までのPCB使用全廃を定めている「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」を踏まえてPCBを使用している機器等については、期限内の処分ができるよう、使用を終える。

使用を終え、高濃度PCB廃棄物となったものについては、中間貯蔵・環境安全事業(株)のPCB廃棄物処理施設の処分期間内に、低濃度PCB廃棄物となったもの(東京電力グループの柱上変圧器等を含む。)については、法定期限である平成39年3月までに処分する。

なお、一部の低濃度PCB使用製品については、課電自然循環洗浄法により低濃度PCBを除去することも可能である。

ウ 多量のPCB使用製品の所有事業者にとっては、中間貯蔵・環境安全事業(株)や無害化処理認定施設等の受入条件及び受入計画と整合を図りつつ、計画的にPCB使用製品の使用を終え、処分する。

エ PCB特別措置法に基づき、廃棄の見込みなどについて、県又は政令市に届け出る(電気事業法の電気工作物に該当するものを除く。)。

オ 電気事業法の電気工作物に該当する高濃度PCB使用製品の所有事業者は、電気事業法に基づき、廃止見込み等について確実に管理状況を届け出る。

カ PCB使用製品の確実かつ適正な処理に関し、国及び地方公共団体が実施する施策に協力する。

(3) PCB廃棄物の処理業者

ア PCB廃棄物の処分業者

(ア) PCB廃棄物処理施設からの排気、排水などが周辺環境に影響を及ぼすことのないよう施設を整備、維持するとともに、適正な運転管理を行う。

また、周辺大気等を定期的に測定し、周辺環境に影響のないことを確認する。

(イ) P C B 廃棄物処理施設の操業状況及び周辺大気等の測定結果を公表するなどの情報公開並びに施設の一般公開などによる広報活動を積極的に行い、P C B 廃棄物処理施設の安全性について、地域住民の理解と信頼を得られるよう努める。

(ウ) P C B 廃棄物処理施設の稼働期間の延長に際しては、処理設備の経年的な劣化を考慮し、処理施設の保守点検・更新を計画的かつ確実に行う。

(エ) P C B 廃棄物の確実かつ適正な処理に関し、国及び地方公共団体が実施する施策に協力する。

イ P C B 廃棄物の収集運搬業者

(ア) P C B 廃棄物の収集運搬中の漏えい、飛散を防止するため、国が定めた「P C B 廃棄物収集・運搬ガイドライン」及び「低濃度P C B 廃棄物収集・運搬ガイドライン」(以下「P C B 廃棄物収集・運搬ガイドライン等」という。)を遵守するとともに、P C B 廃棄物を処理施設に運搬する場合は、処分業者が定める受入基準を遵守する。

収集運搬を行う場合には、地元地方公共団体内における輸送規制を十分確認し、遵守する。

(イ) 車両事故などによる運搬中のP C B 廃棄物の漏えい、飛散に迅速かつ的確に対処するため、P C B 廃棄物収集・運搬ガイドライン等に従い、緊急時の連絡先や必要な措置を記載した緊急時対応マニュアルを定め、緊急時の対応を明確にする。

また、P C B 廃棄物を安全かつ確実に収集運搬するため、P C B 廃棄物の収集運搬に従事する者に対して、収集運搬の方法、緊急時の対応など必要な事項を教育する。

(ウ) P C B 廃棄物の確実かつ適正な処理に関し、国及び地方公共団体が実施する施策に協力する。

(4) 県及び政令市

ア 県及び政令市が把握しているP C B 廃棄物への対応

(ア) 保管及び処分の状況の届出がされているP C B 廃棄物について、中間貯蔵・環境安全事業(株)または無害化処理認定施設等での円滑な処理を推進するため、未処理事業者が期限内に処理できるよう必要な調整、指導を行う。

(イ) 保管事業者が中間貯蔵・環境安全事業(株)に処理申込の登録をしている高濃度P C B 廃棄物について、「東京P C B 廃棄物処理事業に係る首都圏広域協議会」(注1)において調整し、計画的な処理の推進を図る。

(ウ) 低濃度PCB廃棄物について、無害化処理認定施設等を設置している処分業者と調整を行うとともに、関係団体と連携し、周知・啓発を行い、円滑な処理の推進を図る。

イ 県及び政令市が把握していないPCB廃棄物等への対応

保管・処分の状況などの届出がされていないPCB廃棄物等について、掘り起こし調査を実施し、その結果等を踏まえ、事業者に対し届出及び期限内の処理等必要な指導を行う。

ウ PCB使用製品の所有事業者への対応

PCB使用製品の所有事業者を調査し、使用を終えるよう促すとともに、期限内に処理するよう指導する。

エ 高濃度PCB廃棄物の処分に係る改善命令及び代執行

処分期間内の処分等の義務に違反した事業者に対し、改善命令を行う。また、保管事業者が不明等の場合に、必要に応じて代執行を行う。

オ 収集運搬業者及び処分業者への指導

収集運搬業者及び処分業者に対し、PCB廃棄物の収集運搬及び処分が周辺環境に影響を与えることなく安全に実施されるよう、監視及び指導を行う。

カ 県民への情報提供等

県民に対し、毎年、PCB廃棄物の保管事業者等の保管・処分の状況などについての届出を公表するとともに、県は、県全体のPCB廃棄物等の保管量、所有量及び処分見込量等について、ホームページを利用して最新の情報を公表していく。

キ ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の造成への協力

県は、中小企業者等が保管するPCB廃棄物の処理に係る負担を軽減するために設けられた「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金」(注2)の造成に協力する。

ク 自ら保管・所有する高濃度PCB廃棄物及び高濃度PCB使用製品の処分委託・廃棄

自ら率先して、計画的に、保管する高濃度PCB廃棄物の処分委託を行うとともに、所有する高濃度PCB使用製品の廃棄を進める。

ケ 自ら保管・所有する低濃度PCB廃棄物及び低濃度PCB使用製品の処分委託等

保管する低濃度PCB廃棄物の処分委託を確実にを行うとともに、所有する低濃度PCB使用製品の廃棄又は低濃度PCBの除去を進める。

注1 一都三県内のPCB廃棄物の処理について広域的に連絡、調整を行うため、一都三県並びに11政令市等で構成する協議会

注2 平成13年度から、国と47都道府県で中小企業者等のPCB廃棄物の処理にかかる負担を軽減するために造成を行っている。

3 関係者による連携・協力

(1) 事業者、県及び政令市による連携・協力

PCB廃棄物の保管事業者、PCB使用製品の所有事業者、収集運搬業者、処分業者、県及び政令市は、期限内に処理が完了するよう連携し、相互に協力する。

(2) 広域協議会等における調整・連携

ア 東京PCB廃棄物処理施設での処理にあたっては、一都三県の処理計画や緊急連絡体制など必要な事項について、「東京PCB廃棄物処理事業に係る首都圏広域協議会」において調整し、連携してPCB廃棄物の計画的な処理を図る。

イ 北九州PCB廃棄物処理施設及び北海道PCB廃棄物処理施設を利用する処理にあたっては、関係する都道府縣市等による広域協議会等において調整し、連携してPCB廃棄物の円滑な処理を図る。